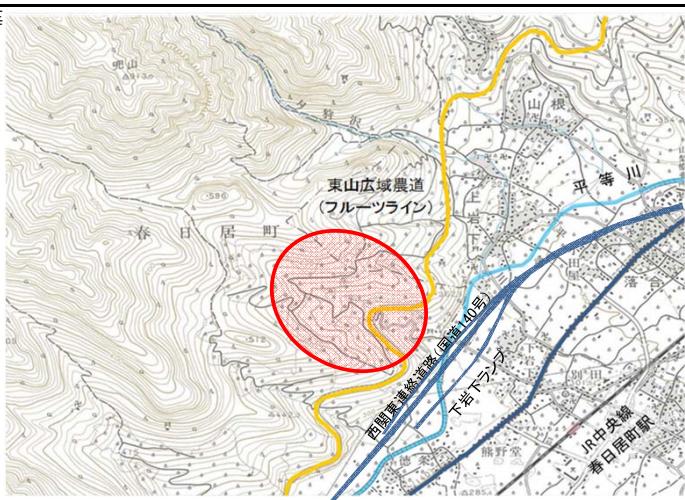


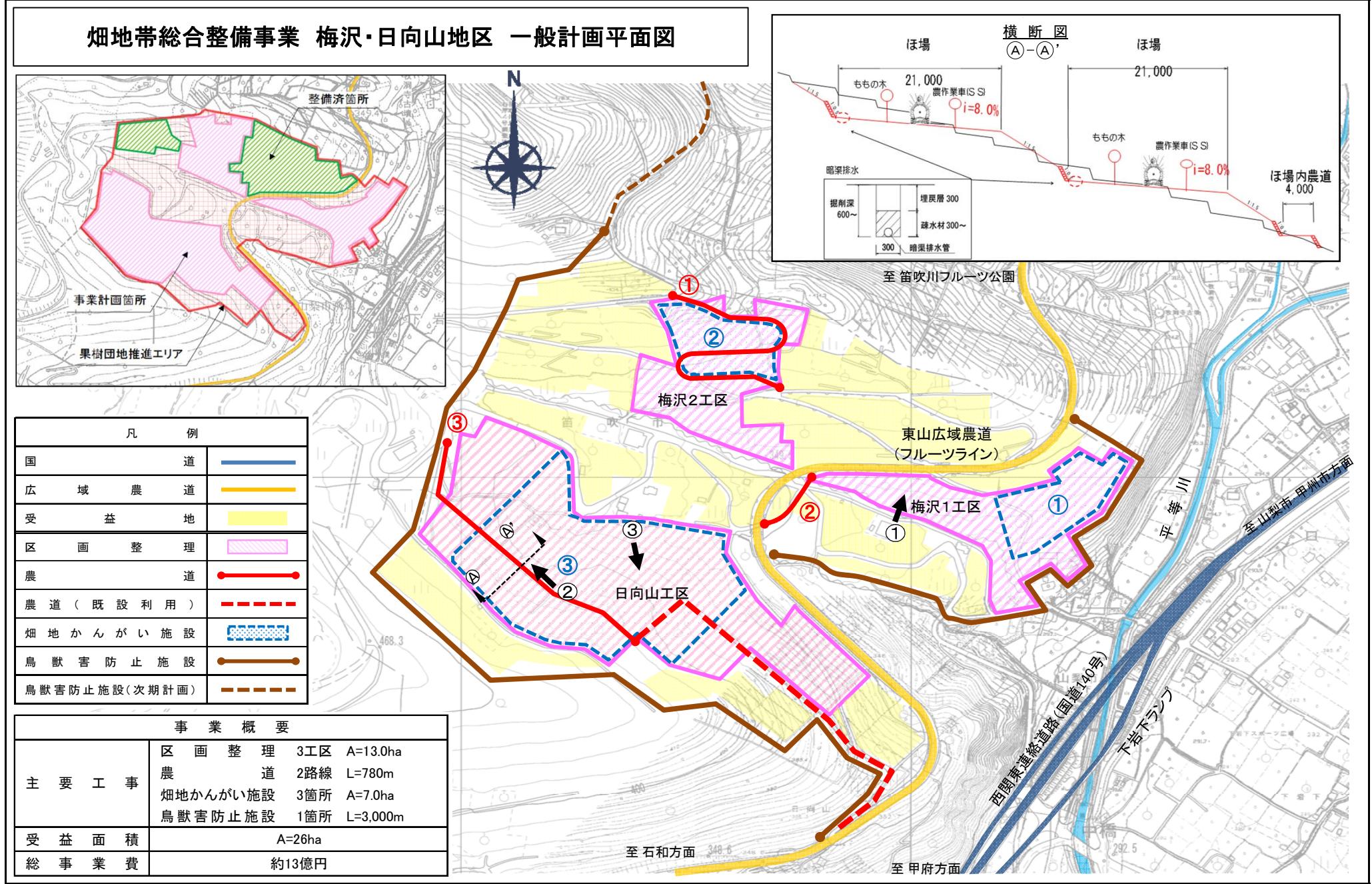
1. 事業説明シート

事業名	畠地帯総合整備事業（国補）	事業箇所	笛吹市春日居町下岩下、熊野堂	地区名	梅沢・日向山	事業主体	山梨県
(1) 事業の概要				(2) 整備内容			
①課題・背景				①整備内容 区画整理 A=13ha、用水路(畠地かんがい施設)A=7.0ha 農道 L=780m、鳥獣害防止施設 L=3,000m			
本地域を含む笛吹市春日居町は、もも・ぶどうを基幹作物とする県内有数の果樹地帯である。特に春日居共選所から出荷されるももは「春日居ブランド」として県内外から好評を得ている。				②着手年度 平成31年度 ③完成見込年度 平成38年度			
しかしながら、本地区は急傾斜で農地は1区画が狭小であることから、機械作業が難しく人力作業が中心の営農を余儀なくされている。また近年は鳥獣被害も増加傾向にあることから、営農をあきらめる農業者もあり、地区内には耕作放棄地も点在している。				④総事業費 約1,300百万円 (国費715百万円(5.5/10)、県費325百万円(2.5/10)、市費等260百万円(2.0/10))			
一方、農地は東山広域農道（フルーツライン）に隣接しており、共選場への出荷をスムーズに行うことができる地理的条件も備えていることから、規模拡大のため、このエリアで営農を希望する担い手や新規就農希望者も増加している。				⑤年度別の整備内容 (事業費)			
このことから、本事業により基盤整備を実施することで作業性の改善を図るとともに、担い手への農地の集積を推進し、果樹園地の形成と地域営農の継続を目指すものである。				平成31年度 測量・設計 50百万円 平成32年度 区画整理 100百万円 平成33年度 区画整理 用水路 農道 200百万円 平成34年度 区画整理 用水路 農道 鳥獣害防止施設 200百万円 平成35年度 区画整理 用水路 農道 鳥獣害防止施設 200百万円 平成36年度 区画整理 用水路 農道 鳥獣害防止施設 200百万円 平成37年度 区画整理 用水路 200百万円 平成38年度 用水路 鳥獣害防止施設 150百万円			
※記載内容は見込みであり、確定したものではない。				※記載内容は見込みであり、確定したものではない。			
②整備目標・効果				⑥既整備内容・期間・事業費 なし			
<input type="checkbox"/> 主要目標 ○農業生産力の向上				(3) 中・長期計画等の位置付け 新・やまなし農業大綱 (H27~H31)			
○副次目標 ○農業用排水能力の向上				(4) 事業位置図等			
<input type="checkbox"/> 施設老朽度 (使用年数30年) ÷ (耐用年数30年) = 1.00 ≥ 1.00 ※ ※畠地かんがい施設がS63年の整備から30年経過している。							
<input type="checkbox"/> 畠地かんがい面積 6.0ha (現況) → 13.0ha (計画) (計画)/(現況) = 2.16 ≥ 1.0 ※ (参考)用水量 6.39L/s (現況) → 9.74L/s(計画) (計画)/(現況) = 1.52 ≥ 1.00 ※							
<input type="checkbox"/> 排水能力向上率 (計画排水能力) コンクリート水路による排水能力 0.196m³/s ÷ (現況排水能力) 土水路による排水能力 0.104m³/s = 1.88 ≥ 1.0 ※							
<input type="checkbox"/> 副次効果 ○果樹園景観の保全 ○遊休農地の解消（農地として再利用する計画あり）							
③目標達成の方法							
区画整理 3工区 、用水路（畠地かんがい施設）3箇所 農道 3路線 、鳥獣害防止施設 1箇所							

2. 評価シート

(1) 公共関与の妥当性 (行政が行うべき事業か) <input checked="" type="radio"/> 妥当・妥当でない		(5) 整備手法の有効性 <input checked="" type="radio"/> 妥当・妥当でない																																							
(理由) 本事業は、食料・農業・農村基本法に位置づけられている農業の持続的発展、食料の安定供給、多面的機能の発揮に資するものであり、行政が行うべきものである。		(理由) 農業生産基盤を一体的に整備することで、担い手への農地集積が可能となるなど、樹園地のために最適な事業である。 区画整理を進めることで農地の適切な保全に繋がり、同時に農地の持つ多面的機能の発揮が可能となる。 また、施設の整備内容はコスト縮減を考慮した計画としている。																																							
(2) 事業執行主体の妥当性 (県が行うべきか) <input checked="" type="radio"/> 妥当・妥当でない		(他)の整備手法の有無 <有・無>																																							
(理由) 本事業は、農業生産基盤を総合的に整備して農作業の効率化や農業経営の安定化を図るものである。 また、「土地改良法施行令」第50条第4項により県が主体となって行うべきである。		(状況) 果樹地帯の農業生産基盤を効率的かつ一体的に整備するには、本事業の他に適した事業はない。																																							
(3) 経済効率性 <input checked="" type="radio"/> 妥当・妥当でない		(6) 環境負荷等への配慮 <input checked="" type="radio"/> 妥当・妥当でない																																							
(理由) <table border="1"><tr><td>総事業費</td><td>1,300 百万円</td><td>工期</td><td>H31～H38</td><td>基準年</td><td>H30</td></tr><tr><td rowspan="5">経済効率性</td><td>費用</td><td>1,269 百万円</td><td>便益</td><td>1,502 百万円</td><td></td></tr><tr><td>当該事業費</td><td>1,088 百万円</td><td>作物生産効果</td><td>391 百万円</td><td></td></tr><tr><td>関連事業費等</td><td>181 百万円</td><td>営農経費節減効果</td><td>452 百万円</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>走行経費節減効果</td><td>447 百万円</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>その他※</td><td>212 百万円</td><td></td></tr><tr><td colspan="6">B/C=1.2</td></tr></table>		総事業費	1,300 百万円	工期	H31～H38	基準年	H30	経済効率性	費用	1,269 百万円	便益	1,502 百万円		当該事業費	1,088 百万円	作物生産効果	391 百万円		関連事業費等	181 百万円	営農経費節減効果	452 百万円				走行経費節減効果	447 百万円				その他※	212 百万円		B/C=1.2						(理由) 本事業は果樹地帯における基盤整備であるため、従前の農村景観の保全に配慮し農地の法面部は土羽構造を基本とし周辺景観との調和を図る。 工事による生態系、景観等への影響があると判断された場合には、回避、代替、低減などを踏まえた対策等を講じる。	
総事業費	1,300 百万円	工期	H31～H38	基準年	H30																																				
経済効率性	費用	1,269 百万円	便益	1,502 百万円																																					
	当該事業費	1,088 百万円	作物生産効果	391 百万円																																					
	関連事業費等	181 百万円	営農経費節減効果	452 百万円																																					
			走行経費節減効果	447 百万円																																					
			その他※	212 百万円																																					
B/C=1.2																																									
(4) 事業実施・規模の妥当性 <input checked="" type="radio"/> 妥当・妥当でない		(7) 事業計画の熟度 <input checked="" type="radio"/> 妥当・妥当でない																																							
(理由) 地区内の営農条件改善に必要な整備量としている。		(理由) 笛吹市は事業計画にあたり受益者説明会を開催し、将来の営農に対するアンケート調査を実施の上、整備を希望し合意形成が得られた範囲で事業計画を策定した。 また、事業を進めるうえで地域間の連携や合意形成が重要であることから地区内の代表者で構成する「梅沢・日向山ほ場整備推進者会」を立ち上げ、円滑な事業推進を図るなど地元の熟度は高い。																																							
(口同等施設等(計画を含む)の有無 <有・無>)		《総合評価》 <input checked="" type="radio"/> 妥当・妥当でない																																							
(状況) 新規及び老朽化した既存施設の改修であり、機能を代替する施設はない。		(理由) 7項目全て妥当と評価されることから、実施が妥当と判断する。																																							
(口必要整備内容とその根拠)																																									
(状況) 区画整理： 区画の整形や担い手への集積など、農作業の省力化に係る内容であり、現況の作業効率が悪い農地を対象に行う。 用水路： 区画整理と一体的に農業用水の安定供給に係る施設の整備を行う。(畑地かんがい施設) 農道： 農作物の運搬等に必要な幅員が確保されていない農道を対象に、区画整理と一体的に整備を行う。 鳥獣害防止 施設： シカ、イノシシによる被害が発生している農地を対象とし、防止柵の整備を行う。																																									

3. 添付資料シート (1)



3. 添付資料シート (2)

整備前(日向山工区) A=7.6ha

凡 例	
■	農業者A (認定農業者)
■	農業者B (認定農業者)
■	農業者C (認定農業者)
■	農業者D (認定農業者)
■	農業者E (認定農業者)
■	農業者F (認定農業者)
■	農業者G (認定農業者)
■	自作農業者

農地が不整形なうえ、所有者毎の農地が分散している

整備後(日向山工区) A=7.6ha

凡 例	
■	農業者A (認定農業者)
■	農業者B (認定農業者)
■	農業者C (認定農業者)
■	農業者D (認定農業者)
■	農業者E (認定農業者)
■	農業者F (認定農業者)
■	農業者G (認定農業者)
■	自作農業者

整備前	整備後	うち担い手
受益者(戸)	73	22
筆数(筆)	149	31

集積された大区画ほ場で、担い手を中心とした「もも」の生産拡大を図る

小区画で急勾配のため、作業性の悪い農地

狭小な農道・耕作放棄地

排水が流下するように土を掘削している

農地の端部での排水対策の状況

点在する耕作放棄地は、獣害を助長する原因にもなる。

食害にあった桃

『果樹生産基盤の再編と担い手への農地集積』

- 農地の大区画化により作業性の向上を図り、「春日居ブランド(もも)」を担う担い手への集積を進める

整備後(日向山工区) A=7.6ha

凡 例	
■	農業者A (認定農業者)
■	農業者B (認定農業者)
■	農業者C (認定農業者)
■	農業者D (認定農業者)
■	農業者E (認定農業者)
■	農業者F (認定農業者)
■	農業者G (認定農業者)
■	自作農業者

整備前	整備後	うち担い手
受益者(戸)	73	22
筆数(筆)	149	31

集積された大区画ほ場で、担い手を中心とした「もも」の生産拡大を図る

整備後のイメージ

畠を大区画化し、地形勾配を緩やかにすることで機械作業による効率的な農作業が可能となる

高所作業車による摘花作業が可能となる

『富士の国やまなしの逸品農産物』
認定『風雅香桃 かすがいの桃』